

ごあいさつ

本県では、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成27年3月に平成29年度までの3年間を計画期間とする第4期埼玉県障害者支援計画を策定し、福祉、保健、医療、雇用、教育、まちづくりなど、様々な分野にわたる取組を進めてまいりました。

第4期計画の期間中、国においては、障害者の望む地域生活の支援や障害児支援ニーズの多様化に対応するため、障害者差別解消法の施行や障害者総合支援法及び児童福祉法の改正などが行われました。

県においても、埼玉県共生社会づくり条例及び埼玉県手話言語条例を施行するとともに埼玉県虐待禁止条例を制定しています。

このように障害者や障害児を取り巻く環境が大きく変化する中、第4期計画の成果と制度改正を踏まえ、本計画を策定いたしました。

これまでの障害者計画及び障害福祉計画に加え、新たに児童福祉法に基づく障害児福祉計画も含む一体の計画として策定し、医療的ケア児への支援など障害児施策を充実させました。

本計画では、新たに虐待の禁止、予防及び早期発見のための体制整備や手話が使いやすい社会となるような環境づくりを進めてまいります。さらには東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が、障害のある方への理解を深め、社会参加を促進する契機となるような取組も行ってまいります。

今後とも関係機関と連携し、新計画の確実な実行により成果をあげていくことで、障害のある方が地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活動できる「共生社会」の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の改定に当たり、貴重な御意見、御提言をいただいた埼玉県障害者施策推進協議会の委員の皆様をはじめ、障害者の方々、関係団体や県民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成30年3月



埼玉県知事 上田清司